

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰の実施について（通達）

平成3年11月15日
陸幕人計第356号

改正 平成7年2月23日陸幕人計第58号 平成10年5月20日陸幕人計第161号
平成11年3月24日陸幕人計第83号 平成18年3月24日陸幕人計第126号
平成18年7月28日陸幕人計第355号 平成19年1月9日陸幕法第1号
平成19年3月28日陸幕法第61号 平成20年3月25日陸幕人計第157号
平成20年7月10日陸幕人計第378号 平成21年2月3日陸幕法第10号
平成22年3月23日陸幕人計第185号 平成29年3月24日陸幕人計第161号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官

各方面総監 殿

陸上幕僚長

（例規24）

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰の実施について（通達）
（人教定第208号・人教定第209号）

標記について、防人2第6163号（3.10.29）「予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について（通達）」（以下「次官通達」という。）のとおり通達されたので、その実施の細部要領及び陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰については下記により平成3年12月1日から実施されたい。

なお、陸幕人計第350号（59.10.1）「予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（通達）」は、平成3年11月30日限り廃止する。

記

1 防衛大臣の行う永年勤続者表彰

（1）表彰状等の伝達

次官通達第5項に定める陸上幕僚長の指定する伝達者は、方面総監若しくは警務隊長（以下「方面総監等」という。）又はその指定する者とする。

（2）表彰状等の伝達の報告

方面総監等は、次の区分により、次官通達別記様式第2に準じ陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第208号）

区分	報告期限
4月1日以降9月30日までの間に属する被表彰者の分	10月15日まで

10月1日以降翌年3月31日までの間に属する被表彰者の分	4月15日まで
------------------------------	---------

(3) 名簿の保管

表彰状の伝達者は、次官通達別記様式第3に定める名簿を作成し、保管（30年保存）するものとする。

(4) 方面総監等は、前年度2月末日までに、別紙第1により受賞資格者を上申するものとする。

なお、前年度12月15日までに、次官通達別記様式第4により表彰予定者数を陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第209号）

(5) 表彰状等

表彰状等の規格は、次のとおりとし、その都度送付する。

品名	規格
表彰状	A3版、上質紙、金色縁飾り
紙筒	直径47ミリ、長さ360ミリ
金杯	直径105ミリ、表面24Kメッキ
桐箱及び付属品一式	

2 陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰

(1) 陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰実施基準は、次のとおりとする。

表彰権者	表彰基準
陸上幕僚長	ア 予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）として勤務した期間が20年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。 イ 表彰を受ける年度及びその直近の2箇年間に連続して訓練招集に出頭していること。
方面総監又は警務隊長	予備自衛官等として勤務した期間が10年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
師団長、旅団長、その他の直轄部隊の長、方面警務隊長又は地方協力本部長	予備自衛官等として勤務した期間が5年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
注：1 同一表彰権者による表彰（師団長、旅団長、その他の直轄部隊の長、方面警務隊長又は地方協力本部長による表彰を含む。）は、同一の予備自衛官等について、1回限りとする。	
2 勤務した期間の計算は、防衛大臣の行う表彰に係る勤務した期間の計算の要領により行う。	
3 地方協力本部長の表彰には、海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官	

に対する表彰を含む。この際、表彰状等の伝達を海上自衛隊の予備自衛官にあっては関係地方総監に、航空自衛隊の予備自衛官にあっては関係航空方面隊司令官等に依頼することができる。

(2) 陸上幕僚長の行う表彰

ア 表彰の方法

- (ア) 表彰は、別紙第2から別紙第4による表彰状を授与して行う。
- (イ) (ア)の表彰状には、原則として副賞(記念品)を添える。
- (ウ) 表彰状等の伝達は、方面総監等又はその指定する者が行う。

イ 受賞資格者の上申

方面総監は、前年度2月末日までに、別紙第1により受賞資格者を上申するものとする。

(3) 表彰の時期

訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。
ただし、これにより難しい場合は、その前後の日に行うことができる。

3 勤務記録表等への記載

受賞記録は、勤務記録及び同抄本の賞罰欄に、次の例により記載する。

[記載例]

賞		罰	
自衛官として勤務間の賞罰			
//			
— 朱 線 —			
55. 5. 1	永年勤続者表彰	自衛隊東京地方協力本部長	
60. 8. 10	永年勤続者表彰	東部方面総監	
7. 10. 2	永年勤続者表彰	陸上幕僚長	

4 行政文書の管理に関する事項

第1項第3号の規定によるほか、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項については、陸上自衛隊文書管理規則(陸上自衛隊達第32-19号)の定めるところによる。

別紙第1

発簡番号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

印

防衛大臣
陸上幕僚長 予備自衛官等永年勤続者表彰受賞資格者上申名簿

番号	地 又 部	本 は 隊	指定 階級	職 種	氏 名	年 齢	職 業	予備自衛官等採 用・退職年月日	除算 期間	最近の訓練 出頭日数		備 考
										年度	年度	

規格：A列4番

記入要領

- 1 氏名欄は、予備自衛官等の勤務記録（抄本）と同じものとし、かつ、楷書で正確に記入する。
- 2 職業欄は、公務員、会社員、農業等の例により記入する。
- 3 予備自衛官等採用・退職年月日欄は、予備自衛官等に採用された年月日を記入する。予備自衛官等を退職後再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの採用・退職年月日を記入する。
- 4 除算期間欄は、勤務した期間から除算する月数を記入する。
- 5 最近の訓練出頭日数欄は、表彰を受ける年度の前年度及び前々年度の訓練招集参加日数、訓練招集日数を記入する。訓練招集命令を取り消し又は変更した場合には、当該日数を訓練招集日数に含めないものとする。
- 6 備考欄は、防衛大臣表彰のうち、死亡退職者について「死亡」と記入する。

表 彰 状

氏 名

右は二十年以上にわたり予備自衛官としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

平成 年 月 日

陸上幕僚長

陸 将 氏 名

印

表 彰 状

氏 名

右は二十年以上にわたり予備自衛官及び即応予備自衛官
としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集
に出頭し精励したことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

平成 年 月 日

陸上幕僚長

陸 将 氏 名

印

表 彰 状

氏 名

右は二十年以上にわたり即応予備自衛官としてその責務
を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励し
たことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

平成 年 月 日

陸上幕僚長

陸 将 氏 名

印

防人2第6163号
3.10.29

陸上幕僚長
海上幕僚長殿
航空幕僚長

事務次官

改正 平成10年5月20日陸幕人計第161号

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について（通達）
標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、「予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（防人2第6816号。59.
9.19）」は、平成3年11月30日をもって廃止する。

添付書類：別紙

予備自衛官永年勤続者表彰実施基準

1 趣旨

予備自衛官（自衛隊法第70条第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）及び即応予備自衛官（同法第75条の4第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰は、この基準により実施するものとする。

2 被表彰者

- (1) 表彰は、次に掲げる条件に該当する予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）に対して行う。
 - ア 予備自衛官等として勤務した期間が30年以上であること。
 - イ 招集時の勤務成績が良好であること。
 - ウ 表彰を受ける年度及びその直近の2箇年間に連続して訓練招集に出頭していること。
- (2) (1)アの期間は、予備自衛官等の採用された日の属する月から表彰されることとなる日の属する月までの月数によって計算する。ただし、正当の事由によらないで訓練招集に応じなかった場合においては、当該訓練招集に応じなかった日の属する月から再び訓練招集に応じた日の属する月の前月までの月数を(1)アの期間から除算して計算する。
- (3) 予備自衛官等が退職した日の属する月に再び予備自衛官等として採用された場合には、引き続いて勤務したのものとして取り扱うものとする。
- (4) 予備自衛官等を退職した後、退職した日の属する翌月以降再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの期間に係る月数を合算する。
- (5) 表彰は、同一の予備自衛官等について1回限りとする。
- (6) 死亡により退職（以下「退職」という。）をした者については、(1)ア中「30年」とあるのは「25年」と読み替えて、この基準を適用する。

3 表彰の時期

- (1) 第2項(1)の条件に該当する者の表彰は、訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。ただし、これにより難しい場合は、それ以後の日に行うことができる。
- (2) 第2項(6)の条件に該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

4 表彰の方法

- (1) 表彰は、予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—1による表彰状を、予備自衛官及び即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—2による表彰状を、即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—3による表彰状を授与して行う。
- (2) 前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

5 表彰状等の授与

表彰状及び副賞（以下「表彰状等」という。）は、防衛大臣が授与するもののほか、次の表の左欄に掲げる者（以下「伝達者」という。）が、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して伝達する。

伝達者	被表彰者
陸上幕僚長又はその指定する者	陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官等
海上幕僚長又はその指定する者	海上自衛官の階級を指定されている予備自衛官
航空幕僚長又はその指定する者	航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官

6 表彰状等の伝達の報告

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、表彰状等の伝達を実施した場合（指定を受けた者が実施した場合を含む。）は、その伝達の時期が4月1日以降9月30日までの間に属するものについては10月末日までに、10月1日以降翌年3月31日までの間に属するものについては4月末日までに、それぞれ別記様式第2により防衛大臣に報告しなければならない。

7 名簿の保管

伝達者は、表彰を受けた者の名簿を別記様式第3により保管しなければならない。

8 表彰予定数の通知

幕僚長は、翌年度において表彰を受けることとなる者の予定数を、別記様式第4により毎年12月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

9 その他

- (1) 幕僚長は、この基準により表彰することが適当でないと認められる場合には、その都度人事教育局長と協議するものとする。
- (2) この基準の運用について必要な細部事項は、人事教育局長が定める。
- (3) この基準は、平成10年3月26日から施行する。

表 彰 状

氏 名

あなたは永年にわたり予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました
よってここにこれを表彰します

平成 年 月 日

防衛大臣 氏 名

印

表
彰
状

氏
名

あなたは永年にわたり予備自衛官及び即応予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました
よってここにこれを表彰します

平成 年 月 日

防衛大臣 氏 名

印

表 彰 状

氏 名

あなたは永年にわたり即応予備自衛官としてその使命の重
要性を深く認識しよく職務に精励しました
よってここにこれを表彰します

平成 年 月 日

防衛大臣 氏 名

印

平成 年 月 ~平成 年 月
予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者人員表

区分 地方協力 本部又は部隊名	勤務年数30年以上				死亡退職				合 計			
	幹 部	准 尉	曹	計	幹 部	准 尉	曹	計	幹 部	准 尉	曹	計

注：1 用紙は、A列4判横長とする。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあつては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあつては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

平成 年度予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者名簿

番号	地方協力本部 又は部隊名	指定部隊	氏 名	年齢	職 業	区 分	採 用 日 月 年	表 彰 日 月 年	勤 務 年 数

注：1 用紙は、A4判横長とし、1葉に20名を記載する。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

3 地方協力本部又は部隊名、指定階級、年齢、職業及び勤務年数は、表彰年月日現在のものを記載する。

4 区分欄には、在職又は死亡の別を記載する。

平成 年度予備自衛官等永年勤続者表彰受賞資格者予定数

区分 地方協力 本部又は部隊名	勤務年数30年以上				退職（勤務年数25年以上）				合 計			
	幹 部	准 尉	曹	計	幹 部	准 尉	曹	計	幹 部	准 尉	曹	計
計												

注：1 用紙は、A4判横長とする。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。